

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）
生活保護（生業扶助）受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

- ◆ 高校生等奨学給付金は、7月から申請を受け付け、年額を一括給付する制度ですが、新入生で一部早期給付を希望する場合は、4月～6月分（年額の4分の1）の前倒し給付が可能です。（申請必要）
- ※ 7月～翌年3月分（年額の4分の3）の給付を受ける場合、7月以降に2回目の申請が必要です。
 - ※ 1回の申請で年額を給付する通常給付の制度もあります。（7月から申請受付を開始）
年額の一括給付を希望する場合は、7月以降に通常給付で申請してください。

1 申請できる方 令和7年4月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

- (1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。
 - 神奈川県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
※ 都道府県によって実施状況が異なります。
- (2) 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。
 - 生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和7年4月1日現在※の生業扶助の措置状況がわかる書類で行います。
※ 2回目の申請は、令和7年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認します。
 - 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、令和6年度※の課税証明書等で行います。
※ 2回目の申請は令和7年度の課税証明書等により確認します。
※ 新入生対象一部早期（前倒し）給付では個人番号（マイナンバー）を利用できません。
※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
- (3) 対象となる高校生等が新入生として高等学校等に在籍していること。
 - 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒を指します。
 - 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
 - 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

2 申請期限（1回目） 令和7年6月30日（月）

- 高校生等（新入生）を複数名扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期（1回目） 申請した月の2か月後の末頃までの支給を予定

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

4 申請書提出先

令和7年4月1日に在学する（していた）学校の事務室

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します。

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金給付額を未済額に充当します。
※ 授業料以外の教育費の例：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等
- 授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないことについて学校長の確認が必要となります。
- 1回目の申請では年額の4分の1（4月～6月分）を支給します。残りの年額の4分の3（7月～翌年3月分）の支給を受けるためには、7月以降に2回目の申請が必要となります。
- 2回目の申請では、原則として年額の4分の3の支給となりますが、世帯の収入状況の変化等により、支給ができない場合や額が変更となる場合があります。

6 給付額 世帯区分及び在学する学校の課程により給付額が異なります。 4ページの「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

● 対象となる高校生等1人あたりの給付額（1回目の申請・4月～6月分）

世帯区分			全日制・定時制	通信制
生活保護世帯			8,075 円	
非課税世帯	15 歳以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	32,875 円	12,625 円
		いる	35,925 円	

● 対象となる高校生等1人あたりの給付額（2回目の申請・7月～翌年3月分）

世帯区分			全日制・定時制	通信制
生活保護世帯			24,225 円	
非課税世帯	15 歳以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	98,625 円	37,875 円
		いる	107,775 円	

※ 世帯の収入状況の変化等により、2回目の給付がない場合や1回目と異なる世帯区分となる場合があります。

※ 上の表に記載の給付額は変更になる可能性があります。

7 提出書類（1回目）

提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください。
不備があると支給が遅くなります。

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書
- ② 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等のコピー）

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピーを提出してください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）。

(2) 生活保護世帯の方

(1)の書類に加えて、**令和7年4月1日現在**、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる次の①②の証明書のうち**いずれか**を提出してください。

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第2号様式）

※ 学校または県ホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

② 生活保護受給証明書の原本又はコピー

申請の対象となる高校生等について、令和7年4月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続きが円滑に進みます。

(3) 非課税世帯の方

(1)の書類に加えて、次の書類を提出してください。

令和6年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる次のア～ウの**いずれか**（保護者全員分の提出が必要）

ア 令和6年度市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー

イ 令和6年度市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー

ウ 令和6年度市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー

神奈川県外から転入された場合など、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

8 提出書類（2回目）の注意点

2回目の申請で提出する書類は通常給付で提出するものと同じです。
詳細は7月以降に通常給付の案内をご確認ください。

- 生活保護世帯の方は、**令和7年7月1日現在**、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる書類を提出していただくことになります。
- 非課税世帯の方は、**令和7年度**の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる書類を提出していただくことになります。

9 その他の注意点

- 申請書裏面に「【4】誓約・委任欄」がありますので、内容を必ず確認していただき、署名してください。

新入生対象一部早期（前倒し）給付 給付対象者及び給付額確認シート

令和7年4月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

はい → 令和7年4月1日現在、高校生等は新入生として学校に在籍していますか？

いいえ → 都道府県ごとに制度が異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。

はい → 令和7年4月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

いいえ → 一部早期給付対象外です

はい → 保護者全員の令和6年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

いいえ → 一部早期給付対象外です

はい → 通信制の高校生等はいますか？

はい → 下表①の給付額です
※保護者の方に令和6年度の住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外

いいえ → 通信制の高校生等は下表④の給付額です
通信制以外の高校生等がいる場合は下表③の給付額です

はい → 高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

いいえ → 2人以上の高校生等がいますか？

はい → ③の給付額です
1人目の高校生等は下表②の給付額です
2人目以降の高校生等は下表③の給付額です

いいえ → 下表②の給付額です

給付額 4月1日と7月1日の世帯状況に基づき下記の額を支給します。

世帯区分	4月～6月分 (1回目の申請)	7月～翌年3月分 (2回目の申請)	合計 (年額)
①生活保護世帯（全日制・定時制・通信制）	8,075 円	24,225 円	32,300 円
②非課税世帯 第1子（全日制・定時制）	32,875 円	98,625 円	131,500 円
③非課税世帯 第2子（全日制・定時制）	35,925 円	107,775 円	143,700 円
④非課税世帯（通信制）	12,625 円	37,875 円	50,500 円

※令和7年の通常国会での審議の結果、非課税世帯 第1子（全日制・定時制）の給付額が増額されることとなりました。これを踏まえて、本資料記載の給付額も変更になる可能性があります。